

確実にリサイクル可能な産業廃棄物に対する収集 運搬業の許可制の見直しについて

(店頭回収されたペットボトル・発泡スチロールトレイ)

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
総務部 資源・リサイクル 永井達郎

要望内容

店頭回収されたペットボトル及び発泡スチロールトレイを、
廃棄物処理法14条第1項但書に定める「専ら物」とする。

※廃棄物処理法第14条第1項

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

「専ら物」とすることによる効果

収集・運搬に際し、都道府県知事の許可を取得する必要がなくなり、
全国で統一された効率的なリサイクルが可能となる。

リサイクルを推進する上での現状の課題

店舗から出るペットボトル・発泡スチロールトレイは「産業廃棄物(廃プラ)」として扱われる。

そのため

- ① 許可業者への委託・マニフェストの運用が必要となり、店舗側のコスト・手間が掛かる。
- ② 資源価値は高いが積載効率が悪いため、結果的に売却費用を運搬費用が上回る逆有償となる。
- ③ 処理(リサイクル)方法は収集運搬業者に一任することになり、収集運搬業者は売却単価の高いところへ売却するため、資源の国外流失・不適切処理の可能性はある。

【現行制度上の流れ】

<店頭回収>



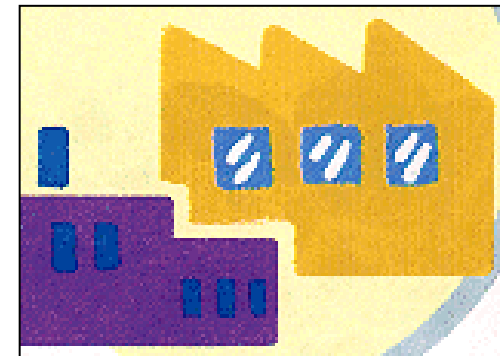
<収集・運搬>



一般的なフロー(収集運搬業者へ委託)

輸送効率が低い

<リサイクル>




「専ら物」の定義

【厚生省 通知】・・・昭和46年

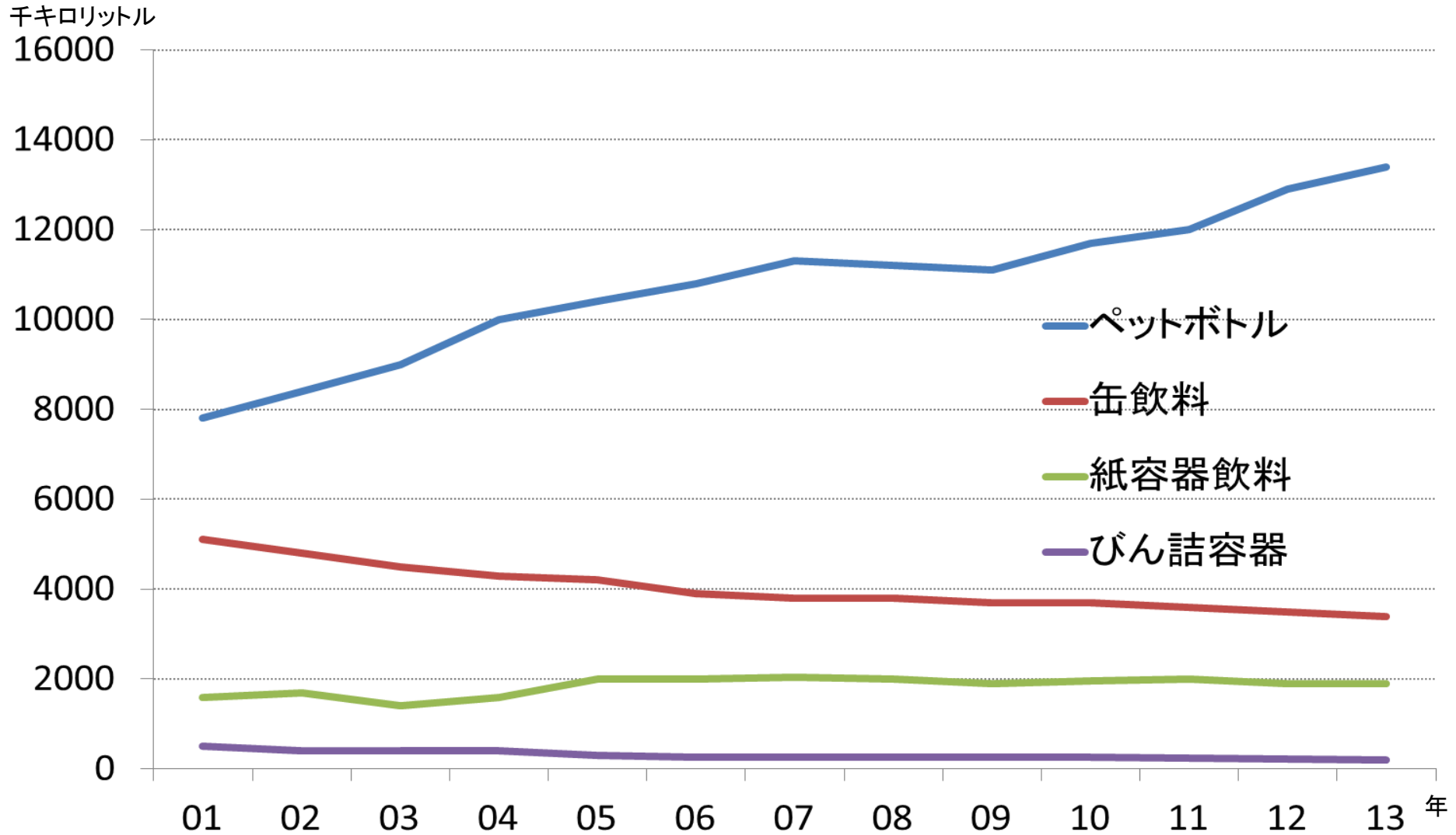
「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者は許可の対象とならない」

- ・廃掃法の制定以前から存在していた古紙回収業者などの保護が目的
- ・昭和46年当時に再生利用システムが確立していた廃棄物に対象を限定



廃掃法制定から45年が経過し、廃棄物を取り巻く環境が大きく変化しており、見直しが必要

容器別生産量推移(01年～13年)



(全国清涼飲料工業会 統計情報より抜粋)

店頭回収の状況(イトーヨーカドー・全国約170店舗)



発泡トレイ
(年間約150t回収)

牛乳パック
(年間約400t回収)
一部はPBのトイレットペーパー
にリサイクル

ペットボトル
(年間約1800t回収)
ペットボトルや食品トレイに
リサイクル

空き瓶
(年間約1800t回収)

空き缶
(年間約850t回収)

小売店の店頭回収におけるメリット

①消費者にとって利便性の高い「回収拠点」

店舗の営業時間内であれば、いつでも回収している
⇒リサイクルの推進に繋がる

②品質の高いものを効率的に回収

大半が家庭からの持込・利用者は主婦中心
⇒分別・洗淨のルールが守られている

③消費者に一番近い環境活動

消費者が、気軽に参加できる環境活動の一環
⇒環境意識の啓発に繋がる

流通業の既存インフラの活用（戻り物流）

<店頭回収>



戻り物流



<収集・運搬>

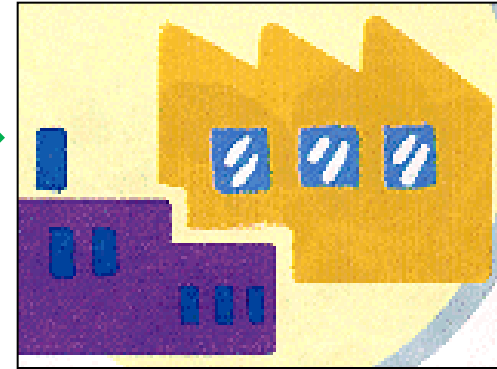
物流センター集



大型車で
効率的に輸送



<リサイクル>



効率的な輸送による効率的なリサイクルシステム



「専ら物」とすることにより、業の許可が不要となるため、
上記のような既存のインフラを利用したリサイクルシステムを活用できる。

結論

店頭回収されたペットボトル・発泡スチロールトレイを「専ら物」とし、効率的なリサイクルを可能にすべきである。